平成２１年（フ）第５４０号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台10―303号
破産者　緒方　旗生
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１３１号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台３丁目６番12号
破産者　西村　俊博
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
京都府南丹市園部町栄町３号41番地５
破産者　佐々谷泉美
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２０年（フ）第２５８号
大分県別府市大字南立石2096番地の１、開始決定時の住所大分県別府市光町８番11号
破産者　渡邉　　勲
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９５号
大分市大字畑中914番地の１　ディアスロゼ202
破産者　小畠　　守
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第６６５号
宮崎県宮崎市江平西１丁目５番11号　江平ビル603号、申立時の住所宮崎市江平中町８番地２　ロイアルビル405号室
破産者　鶴田　　徹
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第７４４号
宮崎市佐土原町下田島20757番地88
破産者　山本　正明
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２８号
宮崎市波島２丁目２番13―４号、住民票上の住所宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲135番地１　グランツハウス202号
破産者　海老原好一
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９０号
宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲6818番地、住民票上の住所宮崎市大字本郷南方2675番地アメニティハイム本郷Ｄ棟103号
破産者　手束　数貴
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１１３７号
千葉市稲毛区小仲台７丁目３番１号　アクアフォレスタ・ルネ稲毛　フォレスタ棟816号
破産者　毛内　逸夫
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４号
千葉県船橋市南三咲２丁目29番１号
破産者　玉木　京子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（フ）第８０１号
さいたま市南区白幡５丁目６番10号　クレートメゾン101号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋箱崎町５番地15
破産者　株式会社コストマネジメント研究所
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６７９号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目1737番地の25
破産者　株式会社コウケンテクノ
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第３３号
大阪府八尾市弓削町３丁目３番地、主たる営業所奈良県香芝市高142番地
破産者　株式会社ユーイング
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第２１６号
奈良県御所市大字室1316番地
破産者　堤酒造株式会社
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第５４６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口296番地７
破産者　有限会社種市工務店
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第９８６号
仙台市若林区荒井字押口130番地　８－２Ｂ１Ｌ―ルネスグリスィーヌ202
破産者　三科　英雄
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第１０７１号
千葉市花見川区南花園１丁目18番７号
破産者　本宮　英孝
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１７４４号
京都市右京区太秦森ケ西町21番地の５
破産者　株式会社誠研設備
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係